

●他の補助事業との重複について

質問	回答
<p>同一事業地で、「農山漁村地域整備交付金（花粉発生源対策）」や「林相転換特別対策（特定スギ人工林）」の補助等が受けられるという解釈でよろしいか。</p>	<p>「花粉の少ない森林への転換促進事業」により、新たに森林経営計画を策定・変更し、計画策定・変更後に「農山漁村地域整備交付金（花粉発生源対策）」や「林相転換特別対策（特定スギ人工林）」を活用する場合は、「花粉の少ない森林への転換促進事業」との併用も考えられます。</p> <p>これは、「花粉の少ない森林への転換促進事業」については、伐採・植替を予定していなかった森林について森林所有者への働きかけを行い、伐採を実施した場合に、働きかけを行った林業経営体に「植替活動金」を、花粉の少ない森林への転換活動に協力してくれた森林所有者に「植替促進費」を交付するものであり、伐採に係る事業費を補助する性質のものではないことから、「農山漁村地域整備交付金（花粉発生源対策）」や「林相転換特別対策（特定スギ人工林）」との併用も可能という考え方によるものです。</p> <p>この際、「花粉の少ない森林への転換促進事業」による森林経営計画の策定・変更後に「農山漁村地域整備交付金（花粉発生源対策）」や「林相転換特別対策（特定スギ人工林）」を活用したことが対外的に説明できるよう、必要な書類を整理ください。</p> <p>〔 なお、「花粉の少ない森林への転換促進事業」の申請時点で、「林相転換特別対策（特定スギ人工林）」に必要な森林所有者との協定が締結されている森林については、既に所有者との間で伐採・植替が行われることが明らかであるため、「花粉の少ない森林への転換促進事業」の支援の対象外です。 〕</p>
<p>「花粉の少ない森林への転換促進事業」の植替活動金と「森林整備地域活動支援交付金」の経営計画作成支援は、内容が重複すると思うが、いずれかを選択する形になるのか、2重取りできるのか、どのような扱いとなるか。</p>	<p>既に「森林整備地域活動支援交付金」の担当者から各都道府県に事務連絡が発出されているとおり、「花粉の少ない森林への転換促進事業」の植替活動金と「森林整備地域活動支援交付金」の二重補助はできません。植替活動金の交付申請時も支援交付金の支給を受けていないことを様式にて確認するようにしています。</p>
<p>「森林整備地域活動支援交付金」で策定したエリアの中には、間伐の計画を立てていないエリア（白地）があり、こういった場所に、「花粉の少ない森林への転換促進事業」で伐採・造林計画を位置付けた場合は、「森林整備地域活動支援交付金」の補助金返還の対象となるのか。</p>	<p>「森林整備地域活動支援交付金」を活用して策定した間伐計画のない森林経営計画のエリアについて、皆伐の計画に変更したとしても森林経営計画は存続しており、「森林整備地域活動支援交付金」の補助目的である「森林経営計画を策定」の状況になんら変化がないことから、補助金返還の対象となりません。</p> <p>なお、「森林整備地域活動支援交付金」の交付を受けて策定した森林経営計画の間伐の計画を「花粉の少ない森林への転換促進事業」を受けるため皆伐の計画に変更した場合は、「森林整備地域活動支援交付金」の間伐促進分（国費：15,000円/ha）が返還対象となることに御留意ください。</p>